

令和3年那審第20号

裁 決  
旅客船A遊泳者負傷事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和3年5月24日14時08分

沖縄県瀬良垣漁港東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 旅客船A

総 ト ン 数 3.6トン

登 録 長 9.98メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

出 力 220キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

Aは、平成26年6月に進水し、漁ろう以外のことをする場合における最大乗員が船員2人及び旅客36人の船外機2機を備えた和船型のFRP製小型兼用船で、船体中央部後方にGPSプロッター、機関回転計、速力計及び各機関操縦レバーが組み込まれて前面に風防を装備した操舵スタンドを設け、同スタンド上方に日よけ及び後方に背もたれ付きの操縦席を設置していた。

#### (2) 瀬良垣漁港及び同漁港付近水域の状況

瀬良垣漁港は、沖縄県沖縄島中部西岸に位置し、西方及び南方を陸岸並びに北方を防波堤(1)及び防波堤(2)に囲まれて港口が東方に開いた同県恩納村が管理する第一種漁港で、付近水域にさんご礁が拡張するほか、東方沖合に小型船舶を係留できる直径約30センチメートルの球形浮体が数個設置されていた。

#### (3) a 受審人の経歴等

a 受審人は、(一部省略)瀬良垣漁港から同漁港東方沖合に至るまでの間の水路事情を承知していた。

また、a 受審人は、平素、Aの操船に当たりながら瀬良垣漁港東方沖合を航行している際、国際信号旗A旗を表示して球形浮体に係留中の小型船舶を認めると、これまでの運送の経験により潜水店を営む同業者が所有する同船舶であるものと考え、周囲を一見して遊泳者の有無を確かめた上で、その小型船舶付近水域に船首を向けるとともに、前路に遊泳者を見掛けても機関を全速力後進にかけてすぐに船体を停止することができる速力で航行していた。

そして、a 受審人は、球形浮体付近水域で旅客を潜水させている

際、自らもAに国際信号旗A旗を表示して同浮体に係留するとともに、周囲の状況に注意を払いながら旅客が浮上するまで待機していたほか、瀬良垣漁港東方沖合で遊泳者がシュノーケルを装着して自らの存在を認識させる浮体を海面に浮かばせていない状態をこれまでに何回も見掛けたことがあった。

#### (4) 本件発生に至る経緯

Aは、救命胴衣を着用したa受審人が1人で乗り組み、いずれもウェットスーツを着用した旅客4人を乗せ、約45分間の潜水の目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和3年5月24日14時00分瀬良垣漁港の岸壁を発し、同漁港東方沖合に設置された球形浮体に向かった。

a受審人は、舵輪後方に立って操船に当たり、14時02分瀬良垣漁港東方沖合を航行していた際、右舷船首方に国際信号旗A旗を表示して球形浮体に係留中のBを認め、14時03分恩納港第3号立標から068度（真方位、以下同じ。）1.22海里の地点に当たる、防波堤（2）東端（以下「基点」という。）から097度520メートルの地点で、機関を中立運転として漂泊を開始し、旅客3人を潜水させ、14時05分同地点を発進した。

a受審人は、B付近水域の球形浮体に自船を係留して旅客1人を潜水させることとし、14時07分基点から100.5度710メートルの地点で、周囲を一見して遊泳者を見掛けなかったため航行に支障はないものと見込み、同球形浮体に向けて針路を182度に定め、3.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、14時07分半少し過ぎ基点から106度720メートルの地点に達したとき、正船首30メートルのところに、透明

シュノーケルを装着して背中ファスナーが白色の黒色ウエットスーツの姿で、足ひれを付けてうつ伏せの姿勢で北方を向き、ほとんど移動しない状態で浮遊している遊泳者 b を視認することができ、その後同遊泳者に向首して接触のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として周囲を一見しても遊泳者を見掛けなかったことから前路に遊泳者はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、b 遊泳者の存在も、この状況にも気付かず、同遊泳者を避けることもないまま続航した。

こうして、a 受審人は、前路の b 遊泳者を見落としのまま、同遊泳者に向首進行し、14時08分基点から108度730メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船体がb遊泳者に接触した。

当時、天候は晴れで風力2の南西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、Aとほぼ同型のFRP製小型兼用船で、救命胴衣を着用した船長が1人で乗り組み、いずれもウエットスーツを着用したb遊泳者、同遊泳者の同僚3人、主任指導員1人及び副主任指導員1人、救命胴衣を着用したb遊泳者の同僚1人を乗せ、熱帯魚の生態調査に伴う約1時間の遊泳及び潜水の目的で、同日13時00分瀬良垣漁港に所在する宿泊施設の私設棧橋を発し、同漁港東方沖合に設置された球形浮体に向かった。

B船長は、13時10分球形浮体付近水域に至り、ウエットスーツを着用した同僚、主任指導員及び副主任指導員をそれぞれ潜水させるなか、国際信号旗A旗を表示して同浮体に取り付けられた係留索を引き寄せ、同索を船首部の係船柱につないで係留し、機関を停止して操縦席に腰を掛けた姿勢で待機を始めた。

b 遊泳者は、同僚、主任指導員及び副主任指導員が集団となって熱帯魚の生態調査を始めるなか、救命胴衣を着用した同僚を船上に残し、桃色の水中眼鏡及び透明シュノーケルを装着してフード無しの上下一体となった黒色ウエットスーツの姿で、黒色の足ひれを付けるとともに、携帯型GPS装置を持って入水し、泳いで海中の同僚の位置を同装置で測定したのち、13時58分発生地点付近水域に移動し、うつ伏せの姿勢で北方を向き、ほとんど移動しない状態で浮遊しながら同集団の様子を眺めていたところ、前示のとおり接触した。

a 受審人は、船体に衝撃を感じて後方を確かめたところ、海面に黒色の足ひれを付けたb 遊泳者を初めて視認し、同遊泳者を自船に揚収してB船長に携帯電話で連絡をとり、同船にb 遊泳者を移乗させたのち、同遊泳者と接触した旨を海上保安庁に通報した。

その結果、Aは、ほとんど損傷がなく、b 遊泳者は、右肘部裂創等を負った。

#### (原因及び受審人の行為)

本件遊泳者負傷は、瀬良垣漁港東方沖合において、球形浮体に向けて航行する際、見張り不十分で、遊泳者に向首進行して船体が接触したことによって発生したものである。

a 受審人は、瀬良垣漁港東方沖合において、球形浮体に向けて航行する場合、同沖合で遊泳者がシュノーケルを装着して自らの存在を認識させる浮体を海面に浮かばせていない状態をこれまでに何回も見掛けたことがあったから、前路の遊泳者を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同受審人は、依然として周囲を一見しても遊泳者を見掛けなかったことから前路に遊泳者はいないも

のと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、b 遊泳者の存在も、同遊泳者に向首して接触のおそれがある態勢で接近する状況にも気付かず、b 遊泳者を避けることもないまま進行し、船体が同遊泳者に接触する事態を招き、b 遊泳者を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 1 1 月 1 4 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 永 木 俊 文